

関市農業委員会総会議事録

場所：関市総合福祉会館 3階会議室

○議事日程

平成27年8月6日（木曜日）午前10時00分 開議

- (1) 議事録署名委員の指名
- (2) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (3) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- (4) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- (5) 議案第4号 事業計画変更申請に対する意見について
- (6) 議案第5号 農用地利用集積計画の承認について
- (7) 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について

○出席委員（31名）

1番 早川 英雄 君	2番 早川 誠一 君	4番 早川 清治 君
6番 佐藤 善一 君	7番 清水 宗夫 君	8番 兼村 正美 君
9番 石木 治男 君	11番 大澤 慶一 君	12番 八木 豊明 君
13番 杉山 徳成 君	14番 村井 由和 君	15番 山田 晴重 君
16番 亀山 浩 君	17番 安田 孝義 君	18番 篠田 恭道 君
19番 横井 文雄 君	20番 中島 利彦 君	21番 増井 賢一 君
22番 加藤政比古 君	23番 土屋 尊史 君	24番 神山 博和 君
25番 野村 茂 君	26番 長屋 芳成 君	28番 藤川 勝 君
29番 相宮 千秋 君	30番 永井 博光 君	32番 伊佐地鐵夫 君
33番 川村 信子 君	34番 漆畑 和子 君	35番 岩田 幸子 君
36番 鷺見 勇 君		

○欠席委員（4名）

3番 佐藤 久雄 君	10番 後藤 利彦	27番 日置 香 君
31番 岡田 忠敏 君		

○委員以外の出席者

農業委員会事務局長	玉田 和久 君	農業委員会事務局課長補佐	長尾 成広 君
農業委員会事務局係長	田口 旭 君	洞戸事務所 課長補佐	足立庄三郎 君
板取事務所 主任主査	長屋 守世 君	武芸川事務所 主査	松井 信弘 君
武儀事務所 主査	猿渡 香織 君	上之保事務所 主査	加藤光太郎 君

午前10時00分 開会

○事務局課長補佐（長尾成広君） それでは、これから農業委員会総会を始めさせていただきます。まず、市民憲章のご唱和をお願いします。ご起立ください。

（市民憲章を唱和）

ありがとうございました。ご着席ください。それでは、はじめに佐藤善一会長からご挨拶をお願いします。

○議長（佐藤善一君） 昨年の7月から2月まで農業委員でいらっしゃった石原記念男さんですが、難病を患い、辞表を提出されてから半年あまりですが8月1日にお亡くなりになりました。

ご冥福をお祈り申し上げます。

皆様も健康には十分留意していただきたいと思います

○課長補佐（長尾成広君） それでは、農業委員会事務局長にあいさつをお願いします。

○事務局長（玉田和久君） 最近、電気柵によって亡くなられた方が2名出たということで話題にもなりましたが、信じられないような事件が起こっています。幸いにもこの地区では地震や台風による災害も起きていませんが、いつ、どのような被害が出るかわかりませんので我々も気を付けてまいりたいと思います。

また、9月になりますと研修や現況調査も入ってきますのでご協力をお願いします。

○議長（佐藤善一君） それでは、ただ今から、関市農業委員会総会を開催します。本日は、3番 佐藤久雄委員、10番 後藤利彦委員、27番 日置 香委員、31番 岡田忠敏委員 が欠席ですが、会議規則第8条により委員の過半数の出席により総会が成立しました。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

28番 藤川 勝委員、29番 相宮千秋委員のお二人をお願いします。

これより、議案の審議に入ります。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君） 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請がありましたので、審議を求めます。

議案は1ページからになります。

1番の案件は位置図が1ページになります。

所有権移転で申請地は、東田原地内、東田原公民館の北東250mほどに位置する農振農用地である畑、1705㎡です。

譲受人は、申請地の西隣の畑を所有しており、申請地を譲り受け、農業経営の拡大を図りたいというもの。譲渡人は、高齢により農業経営が困難なため、申請地を西隣の土地所有者である譲受人に譲り渡すというものです。

7月20日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りと確認しています。

2番の案件は位置図が2ページになります。

所有権移転で申請地は、東田原地内、東田原公民館の北東250mほどに位置する農振農用地である畑、1705㎡です。

譲受人は、申請地の東隣の畑を所有しており、申請地を譲り受け、農業経営の拡大を図りたいというもの。譲渡人は、1番の譲受人と同じ人であり、高齢により農業経営が困難なため、申請地を東隣の土地所有者である譲受人に譲り渡すというものです。

7月20日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りと確認しています。

3番の案件は位置図が3ページになります。

所有権移転で申請地は、志津野地内、志津野長坂集会所の西230mほどなどに位置する農振農用地である田4筆、4634㎡、及び田1筆、353㎡、畑5筆、836㎡です。

譲受人は、譲渡人である父より申請地を譲り受け、農業経営の拡大を図りたいというもの。譲渡人は、高齢により農業経営が困難になったため、息子である譲受人に無償で譲り渡すというものです。

7月16日に現地確認をしたところ、農地性有りと確認しています。

4番の案件は位置図が4ページになります。

所有権移転で申請地は、下有知地内、長良川鉄道関下有知駅の南東1030mほどに位置する農振農用地である田、2389㎡です。

譲受人は、申請地を譲り受け、農業経営の拡大を図りたいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

7月16日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。

5番の案件は位置図が5ページになります。

所有権移転で申請地は、千足地内、千足4号組自治会集会場の北東60mほどなどに位置する農振農用地である田2筆、2006㎡です。

譲受人は、競売により申請地を譲り受け、農業経営の拡大を図りたいというものです。

7月16日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。

6番の案件は位置図が6ページになります。

所有権移転で申請地は、上之保明ヶ島地内、上之保中学校の北西1090mほどなどに位置する農振農用地である田、972㎡です。

譲受人は、申請地を譲り受け、農業経営の拡大を図りたいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

7月16日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。

7番の案件は位置図が7ページになります。

所有権移転で申請地は、上之保宮脇地内、宮脇公民館の南南西230mほどに位置する農振農用地である田、361㎡です。

譲受人は、申請地を譲り受け、農業経営の拡大を図りたいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

7月16日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。

8番の案件は位置図が8ページになります。

所有権移転で申請地は、板取田口地内、板取保木口体育館の北東240mほどなどに位置する農振農用地である畑3筆、203㎡です。

譲受人は、申請地を譲り受け、農業経営の拡大を図りたいというもの。譲渡人は、高齢により農業経営が困難であるため、親戚である譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

7月16日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りと確認しています。

9番の案件は位置図が9ページになります。

所有権移転で申請地は、武芸川町跡部地内、道の駅むげ川の南南西200mほどに位置する田、559㎡です。

譲受人は、申請地を譲り受け、農業経営の拡大を図りたいというもの。譲渡人は、申請地を相続

により取得したが、農業経営が困難であるため、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

7月16日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りと確認しています。

以上、所有権移転に関するもの9件、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件すべてを満たしていると考えます。なお、4番の案件につきましては、清水農業委員が譲受人となっていますので最後に審議します。

- 議長（佐藤善一君） 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。1番、2番については担当委員より異議なしと伺っております。3番について異議ありません。
- 15番（山田晴重君） 5番について異議ありません。
- 8番（兼村正美君） 6番について異議ありません。
- 22番（加藤政比古君） 6番について異議ありません。
- 23番（土屋尊史君） 7番について異議ありません。
- 議長（佐藤善一君） 8番について担当委員より異議なしと伺っております。
- 30番（永井博光君） 9番について異議ありません。
- 議長（佐藤善一君） これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。原案のとおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

ありがとうございました。

それでは続きまして4番の案件につきまして審議をいたします。清水委員、退席をお願いします。

（清水委員 退室）

- 議長（佐藤善一君） 担当委員の意見をお聞きします。
- 8番（兼村正美君） 4番について異議ありません。
- 11番（大澤慶一君） 4番について異議ありません。
- 議長（佐藤善一君） これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。原案のとおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

ありがとうございました。

議案第1号の9件につきまして原案のとおり許可することといたします。

（清水委員 入室）

次に、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君） 議案第2号農地法第4条の規定により、下記農地の申請があったので、意見を求めます。

議案は5ページになります。

1番の案件は位置図が10ページになります。

申請地は、武芸川町平地内、平区公民館の西北西310mほどに位置する農業用施設用地である

畑2筆、789㎡です。

申請人は、農業生産法人であり申請地に穀類等の乾燥調製施設を建築したいというものです。

7月17日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。

農地の区分は、農振農用地区域内の農業用施設用地に区別されます。

以上1件について、ご審議をお願いします。

- 議長（佐藤善一君） 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。
- 29番（相宮千秋君） 1番について異議ありません。
- 議長（佐藤善一君） これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第2号について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第2号の1件を岐阜県知事に進達することといたします。

次に議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。事務局より説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君） 議案第3号農地法第5条の規定により、下記農地の申請がありましたので、意見を求めます。

議案は6ページからになります。

1番の案件は位置図が11ページになります。

所有権移転で申請地は肥田瀬地内、長良川鉄道関富岡駅北北東180mほどに位置する田、515㎡のうち416.57㎡です。

譲受人は、現在居住する住宅が手狭になってきたため、申請地を譲り受け、申請地に自己用の住宅を建築したいというもの。譲渡人は、農業経営が困難になってきたため譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

7月21日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

2番の案件は位置図が12ページになります。

所有権移転で申請地は肥田瀬地内、長良川鉄道関富岡駅北北東180mほどに位置する田2筆、659㎡のうち301.71㎡です。

譲受人は、現在居住する住宅が手狭になってきたため、申請地を譲り受け、申請地に自己用の住宅を建築したいというもの。譲渡人は、1番の案件の譲渡人と同じ人であり、農業経営が困難になってきたため譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

7月21日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

3番の案件は位置図が13ページになります。

所有権移転で申請地は肥田瀬地内、富岡公民センターの北東130mほどに位置する田1004㎡のうち334.72㎡です。

譲受人は、申請地を譲り受け、申請地に自己用の住宅を建築したいというもの。譲渡人は、農業経営が困難になってきたため譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

7月21日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。

農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。

4番の案件は位置図が14ページになります。

所有権移転で申請地は肥田瀬地内、富岡公民センターの北東110mほどに位置する田1004㎡のうち642.89㎡です。

譲受人は、不動産業等を営んでおり、申請地を譲り受け、建売分譲住宅を建築したいというもの。譲渡人は、農業経営が困難になってきたため譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

7月21日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。

農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。

5番の案件は位置図が15ページになります。

所有権移転で申請地は肥田瀬地内、富岡公民センターの東北東540mほどに位置する畑343㎡です。

譲受人は、建設業を営んでおり、資材置場が手狭になってきたため、申請地を譲り受け、貸資材置場として整備したいというもの。譲渡人は、農業経営が困難になってきたため譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

隣接農地の承諾書の添付があります。

7月21日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。

農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。

6番の案件は位置図が16ページになります。

所有権移転で申請地は、東田原地内、東田原公民館の北北東250mほどに位置する登記地目が畑、現況地目が雑種地2筆、862㎡です。

譲受人は、申請地を譲り受け、自己用の駐車場及び貸駐車場として利用したいというもの。譲渡人は、破産管財人弁護士であり、申請地を払下げ破産管財物件の処分をしたいというものです。

7月21日に現地確認をしたところ、雑種地であったため、始末書の添付があります。

農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。

7番の案件は位置図が17ページになります。

所有権移転で申請地は、迫間地内、上迫間公民館の北西390mほどに位置する田、1972㎡です。

譲受人は、砕石業等を営んでおり、今回申請地の南側の山林にて砕石事業を行うに際し、その作業用の重機・機械等の駐車及び待機場所として利用するため、申請地を譲り受けて、砕石等の搬出車両の駐車及び待機場用の敷地として整備したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

7月21日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。

農地の区分は、第2種農地以外の農地に該当しないと考えられるため第2種農地と判断します。

8番の案件は位置図が18ページになります。

所有権移転で申請地は、西神野地内、八神集落センターの南南東270mほどに位置する畑2筆、197㎡及び登記地目が田、現況地目が雑種地、99㎡です。

譲受人は、申請地を譲り受けて、申請地とその隣接宅地に太陽光発電施設を整備したいというもの。譲渡人は、申請地を相続により取得したが、遠方に居住しており農業経営が困難なため、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

7月17日に現地確認をしたところ、田一部雑種地であったため、始末書の添付があります。

農地の区分は、第2種農地以外の農地に該当しないと考えられるため第2種農地と判断します。

9番の案件は位置図が19ページになります。

所有権移転で申請地は、志津野地内、東海環状自動車道富加関ICの北400mほどに位置する登記地目が畑、現況地目が雑種地、115㎡です。

譲受人は、社会福祉法人であり、申請地付近に障がい者福祉施設を設置する予定であり、申請地を譲り受け、その施設の養殖用池として利用したいというもの。譲渡人は、破産管財人弁護士であり、申請地を払下げ破産管財物件の処分をしたいというものです。

隣接農地の承諾書の添付があります。

7月17日に現地確認をしたところ、雑種地であったため、始末書の添付があります。

農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。

10番の案件は位置図が20ページになります。

所有権移転で申請地は、志津野地内、富野保育園の北西290mほどに位置する畑2筆、446㎡です。

譲受人は機械加工業を営んでおり、譲渡人である父より申請地を譲り受けて、北隣にある倉庫の駐車場として整備したいというもの。譲渡人は、申請地を相続により取得したが高齢により農業経営が困難なため、譲受人の申し出に応じ無償で譲り渡すというものです。

隣接農地の承諾書の添付があります。

7月17日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。

農地の区分は、第2種農地以外の農地に該当しないと考えられるため第2種農地と判断します。

11番の案件は位置図が21ページになります。

所有権移転で申請地は、明生町3丁目地内、桜ヶ丘小学校の北東80mほどに位置する畑192㎡です。

譲受人は不動産業を営んでおり、申請地を譲り受けて、宅地分譲地として整備したいというもの。譲渡人は、高齢により農業経営が困難なため、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

隣接農地の承諾書の添付があります。

7月21日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

12番の案件は位置図が22ページになります。

賃貸借権の設定で申請地は、倉知地内、巾公民センターの南西540mほどに位置する畑、3099㎡のうち997.01㎡です。

賃借人は、貨物運送業等を営んでおり、申請地を借り受け、配送用荷物のテント倉庫を整備したいというもの。賃貸人は、長年申請地を栗畑として使用してきたが、賃借人の申し出に応じ貸しつけるというものです。

隣接農地の承諾書の添付があります。

7月21日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

賃貸借の期間は、許可日から20年間としています。

13番の案件は位置図が23ページになります。

賃貸借権の設定で申請地は、下有知地内、下有知南部公民センターの南南西350mほどに位置する登記地目が畑、現況地目が宅地2筆、998㎡です。

賃借人は、申請地東側にて工業用模型の工場を営んでいる法人であり、業務拡張により工場敷地が手狭になってきたため、申請地を借り受けて、工場・倉庫及び駐車場として整備したいというもの。賃貸人は、賃借人である法人の役員であり、賃貸人の申し出に応じ貸し付けるというものです。

7月21日に現地確認をしたところ、宅地であったため始末書の添付があります。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

14番の案件は位置図が24ページになります。

使用貸借権の設定で申請地は、下有知地内、今宮公民センターの南東90mほどに位置する田、496㎡です。

使用借人は、現在使用貸人である父親と同居しており、子どもが成長し住居が手狭になってきたため、申請地を借り受け自己用の住宅を建築したいというもの。使用貸人は、娘である使用借人の申し出に応じ貸し付けるというものです。

隣接農地の承諾書の添付があります。

7月21日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。

農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地等の区域内にあるため、第1種農地となりますが、集落接続に該当するため許可相当と判断します。

使用貸借の期間は、許可日から、20年間としています。

15番の案件は位置図が25ページになります。

所有権移転で申請地は、小瀬長池町地内、小瀬南公民センターの東北東450mほどに位置する畑 242㎡です。

譲受人は、現在集合住宅に居住しており、申請地を譲り受け、自己用の住宅を建築したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

隣接農地の承諾書の添付があります。

7月21日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

16番の案件は位置図が26ページになります。

賃貸借権の設定で申請地は、小瀬地内、瀬尻小学校の北東160mほどに位置する農振農用地である田、2913㎡のうち990㎡です。

賃借人は、保育園を営んでおり、今回保育園が借りていた職員及び送迎バス駐車場に瀬尻ふれあいセンターを建設予定のため、職員駐車場等が工事期間中一時的に手狭になるため、申請地を借り受け、駐車場を整備しようというもの。賃貸人は、賃借人の申し出に応じ貸し付けるというものです。

7月21日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。

農地の区分は、農振農用地です。

賃貸借の期間は、許可日から、1年間としています。

17番の案件は位置図が27ページになります。

使用貸借権の設定で申請地は、広見地内、広見蔵屋敷組集会場の南西90mほどに位置する田、343㎡です。

使用借人は、現在賃貸住宅に居住しており、申請地を借り受け自己用の住宅を建築したいというもの。使用貸人は、娘夫婦である使用借人の申し出に応じ貸し付けるというものです。

隣接農地の承諾書の添付があります。

7月21日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。

農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地等の区域内にあるため、第1種農地となりますが、集落接続に該当するため許可相当と判断します。

使用貸借の期間は、許可日から、50年間としています。

18番の案件は位置図が28ページになります。

賃貸借権の設定で申請地は、千疋地内、千疋公民館の北西140mほどに位置する畑、2107㎡です。

賃借人は、中部地方を中心にコンビニエンスストアの経営等を業としている法人であり、申請地を借り受け、コンビニエンスストアを建築整備したいというもの。賃貸人は、高齢により農業経営を縮小するため、使用借人の申し出に応じ貸し付けるというものです。

隣接農地の承諾書の添付があります。

7月17日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。

農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地等の区域内にあるため、第1種農地となりますが、集落接続に該当するため許可相当と判断します。

使用貸借の期間は、許可日から、20年間としています。

19番の案件は位置図が29ページになります。

賃貸借権の設定で申請地は、武儀町富之保地内、武儀郵便局の南南東200mほどに位置する田631㎡です。

賃借人は、セラミック製品・部品の製造、販売及び輸出入業等を営んでおり、申請地を借り受け、太陽光発電設備を整備したいというもの。賃貸人は、高齢により農業経営が困難なため、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

隣接農地の承諾書の添付があります。

7月17日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。

農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。

20番の案件は位置図が30ページになります。

所有権移転で申請地は、武儀町下之保地内、中之保小宮集会所の西550mほどに位置する畑、15㎡、登記地目が畑、現況地目が宅地2筆、2313㎡、登記地目が畑、現況地目が原野2筆、205㎡です。

譲受人は、食料品の製造加工販売を業として営んでおり、申請地を譲り受けゆば製造業事務所及び駐車場を整備したいというもの。譲渡人は、以前申請地にてしいたけ栽培及び関連事業をしていたが、今回譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

7月17日に現地確認をしたところ、宅地及び山林原野であったため、始末書の添付があります。

農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。

21番の案件は位置図が31ページになります。

所有権移転で申請地は、武儀下之保地内、武儀西小学校の南350mほどに位置する登記地目が田、現況地目が雑種地2筆、113㎡です。

譲受人は、申請地を譲渡人である兄より譲り受け、22番の案件で申請のある自己住宅予定地への進入路を整備したいというもの。譲渡人は、妹である譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

7月17日に現地確認をしたところ、雑種地であったため、始末書の添付があります。

農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。

22番の案件は位置図が32ページになります。

使用貸借権の設置で申請地は、武儀下之保地内、武儀西小学校の南350mほどに位置する登記地目が田、現況地目が雑種地2筆、537㎡です。

使用借人は、現在集合住宅に居住しており、子供が成長し手狭になってきたため、申請地を使用貸人である妻より借り受け、自己用の住宅を建築したいというもの。使用貸人は、夫である使用借人の申し出に応じ貸し付けるというものです。

7月17日に現地確認をしたところ、雑種地であったため、始末書の添付があります。

農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。

23番の案件は位置図が33ページになります。

所有権の移転で申請地は、武芸川町八幡地内、武芸川ふる里館の北190mほどに位置する田209㎡です。

譲受人は、水道施設工事業等を営んでおり、資材置場が手狭になってきたため、申請地を譲り受け、資材置場を整備したいというもの。譲渡人は、農業経営を縮小するため、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

7月17日に現地確認をしたところ、雑種地であったため、始末書の添付があります。

農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。

以上、所有権移転に関するもの15件、賃貸借権の設定に関するもの5件、使用貸借権の設定に関するもの3件、計23件につきまして、ご審議をお願いいたします。

- 議長（佐藤善一君） 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。
- 1番（早川英雄君） 1番、2番について異議ありません。
- 2番（早川誠一君） 3番、4番、5番について異議ありません。
- 議長（佐藤善一君） 6番について担当委員より異議なしと伺っております。
- 4番（早川清治君） 7番について異議ありません。
- 議長（佐藤善一君） 8番、9番、10番について異議ありません。
- 7番（清水宗夫君） 11番、12番について異議ありません。
- 11番（大澤慶一君） 13番について異議ありません。
- 12番（八木豊明君） 14番について異議ありません。
- 13番（杉山徳成君） 15番、16番について異議ありません。
- 14番（村井由和君） 17番について異議ありません。
- 15番（山田晴重君） 18番について異議ありません。
- 19番（横井文雄君） 19番について異議ありません。
- 21番（増井賢一君） 20番、21番、22番について異議ありません。
- 29番（相宮千秋君） 23番について異議ありません。
- 議長（佐藤善一君） これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。
- 23番（土屋尊史君） 6番についてですが、事変の対象になる案件ではないでしょうか。確か3年ほど前に太陽光発電施設で許可がとられているかと思えます。地目変更しなくてそのままになっているのではないのでしょうか。
- 事務局課長補佐（長尾成広君） これは破産管財物件になり、前の所有者には権利がありません。破産管財人である弁護士が処分することになります。よって前の許可は無効となります。

○23番（土屋尊史君）破産した時点で、許可した状況が白紙になるということを農業委員会へ報告するべきではないでしょうか。そうしなければ、今回のように事変だと勘違いします。

○事務局課長補佐（長尾成広君）今後、このような案件がありましたら、補足説明することになります。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第3号の237件について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第3号の所有権移転に関するもの15件、賃貸借権の設定に関するもの5件、使用貸借権の設定に関するもの3件の、計23件を岐阜県知事に進達することといたします。

次に、議案第4号事業計画変更の承認についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君）農地転用許可後の事業計画変更申請があったので、意見を求めます。

議案は15ページになります。

1番の案件は位置図が34ページになります。

所有権の変更で申請地は、志津野地内、富野保育園の北西290mほどに位置する畑2筆、446㎡です。

当初事業計画者は、申請地を、平成3年6月28日5条許可により申請地の北隣にあった自宅兼工場の駐車場として利用する予定であったが、その後、別の場所に工場等に移転したため計画を中止していたというものです。

変更後の事業計画者は、当初計画者から経営を任された息子であり、倉庫が手狭になってきたため、現在空き家になっている以前自宅兼倉庫だったところを倉庫として利用するため、申請地を駐車場として整備したいというものです。

7月17日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しております。

農地の区分は、第2種農地以外の農地に該当しないと考えられるため第2種農地と判断します。

2番の案件は位置図が35ページになります。

面積の変更で申請地は、保明地内、保戸島橋の南南西240mに位置する登記地目が畑、現況地目が雑種地、581㎡です。

当初の事業計画は、平成13年8月28日5条許可により、兄より申請地を譲り受け、自己用の住宅を建築する予定でありましたが、家族間の諸事情により、計画を中止していたというものです。

変更後の事業計画は、隣地居住者へ住宅敷地拡張のため、申請地の北隣を譲り渡すことになったため、敷地面積を縮小し、自己用の住宅を建築するというものです。

7月17日に現地確認をしたところ、雑種地でした。

農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地等の区域内にあるため、第1種農地となりますが、集落接続に該当するため許可相当と判断します。

3番の案件は位置図が36ページになります。

面積の変更で申請地は、保明地内、保戸島橋の南南西230mに位置する登記地目が畑、現況地目が宅地、55㎡です。

当初の事業計画者は、2番の案件と同様に平成13年8月28日5条許可により、自己用の住宅を建築する予定でありましたが、家族間の諸事情により、計画を中止していたというものです。

変更後の事業計画者は、申請地の北側に居住しており、住宅敷地が手狭になってきたため、申請

地を譲り受け、自己用の住宅敷地として整備したいというものです。

7月17日に現地確認をしたところ、宅地でした。

農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地等の区域内にあるため、第1種農地となりますが、集落接続に該当するため許可相当と判断します。

○議長（佐藤善一君）事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。1番について異議ありません。

○18番（篠田泰道君）2番、3番について異議ありません。

○議長（佐藤善一君）質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第4号の3件について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第4号の3件を岐阜県知事に進達することといたします。

次に、議案第5号農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君）関市長より、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の承認を求められたので、意見を求めます。

議案は17ページになります。

使用貸借権の設定に関するものについて更新7筆3件の承認を求められています。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

地目は、田が7筆、4944㎡です。

地区は、武儀中之保地区です。

設定を受ける方は、長尾成美さんです。

以上、農用地利用集積計画の承認につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（佐藤善一君）事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第5号の農用地利用集積計画について、原案のとおり許可することといたします。

続きまして、報告第1号農地法第18条第6項の規定による届出について事務局からの説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君）報告第1号は農地法第18条第6項の規定による届出で、賃貸者の合意解約の届出について、説明させていただきます。

今回1件の届出があります。議案は18ページになります。

番号1の案件は賃借人が長尾金義です。

上之保地内の田1筆、972㎡です。

合意解約日は、平成27年7月1日です。

○議長（佐藤善一君）以上をもちまして議案の審議は全て終了いたしました。その他について事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君）次回の総会は9月2日午前10時からの予定です。

また、8月の主な行事予定は、8月12日が転用申請等受付締切日で、8月13日、14日が転用申請等現地確認日で8月28日が農業会議答申日です。

○議長（佐藤善一君） これをもちまして閉会といたします。ご苦労様でございました。

午後11時10分 閉会

本日の会議の顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

議長 関市西神野1665番地

㊟

28番 関市武芸川町谷口1175番地

㊟

29番 関市武芸川町八幡1323番地4

㊟
